

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	常滑市 国民健康保険 資格・給付に関する事務 基礎 項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和8年10月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険 資格・給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、保険給付の管理等を行う。 ①被保険者資格に係る申請書の受理及び審査 ②国民健康保険被保険者資格の管理 ③国民健康保険に係わる資格確認書、資格情報のお知らせ、各種認定証、証明書等の発行 ④保険給付事務及びその管理 ⑤国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する継続業務と資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）」または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」という。）」（以下「DX審査支払機構等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及びDX審査支払機構（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 <公金受取口座情報の利用> ・給付の支給に際して公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、振込等の事務処理に利用する。 対象事務：高額療養費・高額介護合算療養費・出産育児一時金・葬祭費・入院時食事療養費・移送費 ・利用に関しては、公金受取口座の利用の有無については、国民健康保険システム内での情報管理は行わず、マイナンバー付申請書をファイルに閉じて保管する。
③システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養費支給情報ファイル、出産育児一時金支給情報ファイル、葬祭費支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番44 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> 番号法第9条第1項 別表 項番44 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項 <公金受取口座情報の利用> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、別表 項番44・135 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ①番号法第19条第8号 別表 44、135 <情報提供の根拠> ①番号法第19条第8号 別表 1・2・3・4・8・9・14・22・23・24・26・35・42・44・59・61・85・95・97・100・105・115・117・131 <オンライン資格確認の準備業務> 番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-35-4329(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険年金課 住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6114(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	[1,000人以上1万人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
	[500人未満]	
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	
	[発生なし]	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	団体内統合宛名システムと情報照会元業務システムの間で同期を取る仕組みとなっており、システム上での順序性・正当性・正確性等を担保している。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

業務サーバおよび業務端末はインターネット環境から切り離されており、インターネット上の情報漏洩を防いでいる。
特定個人情報を取り扱う業務端末は、セキュリティワイヤによる盗難防止措置を行い、時間経過による画面ロック等のセキュリティ対策を行っている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月15日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合「国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九	番号法第9条第1項 別表第一の30行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主		
平成28年10月15日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 第1・2・3・4・5・17・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・93・	番号法第19条第7号 別表第二の1・2・3・4・5・17・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・93・		
平成29年3月17日	評価書名	常滑市 国民健康保険資格に関する事務 基礎項目評価	常滑市 国民健康保険 資格・給付に関する事務 基礎項目評価		
平成29年3月17日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	常滑市は、国民健康保険 資格に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあ	常滑市は、国民健康保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱		
平成29年3月21日	公表日	2016/10/15	2017/3/21		
平成29年3月21日	I 1①事務の名称	国民健康保険 資格に関する事務	国民健康保険 資格・給付に関する事務		
平成29年3月21日	I 1②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理を行う。ま	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、保険給付の管理等を行う。		
平成29年3月21日	I 1③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、次期国保総合システム、国保情報集		
平成29年3月21日	I 2特定個人情報ファイル名	1.資格異動ファイル 2.緩和措置異動情報ファイル	資格異動ファイル、緩和措置異動情報ファイル、高額療養費支給情報ファイル、国保療養		
平成29年3月21日	I 4②法令上の根拠②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の1・2・3・4・5・17・26・27・30・33・39・42・58・62・80・87・93・	＜情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第7号 別表第二の42・43		
	I 5②所属長	保険年金課長 岩田 照巳	保険年金課長 山下 剛司		
平成29年5月1日	公表日	2017/3/21	2017/5/1		
平成29年5月1日	I 5②所属長	保険年金課長 岩田 照巳	保険年金課長 山下 剛司		
令和1年5月17日	IVリスク対策		様式変更による追記		
令和2年8月1日	I 1②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、保険給付の管理等を行う。	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、保険給付の管理等を行う。		
			＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符		
令和2年8月1日	I 1②システムの名称	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、次期国保総合システム、国保情報集	国民健康保険システム、国民健康保険給付システム、次期国保総合システム、国保情報集		
令和2年8月1日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項 別表第一の30行政手続における特定の個人を識別するため		
令和2年8月1日	I 4②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第7号 別表第二の42・43	＜情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第7号 別表第二の42・43		
令和3年6月1日	I 5②所属長	保険年金課長 山下 剛司	課長		
令和4年10月1日	I 関連情報	住所:常滑市新開町四丁目1番地	住所:常滑市飛香台3丁目3番地の5	事後	
令和4年10月1日	I 関連情報	ファックス番号:0569-34-4329(代表)	ファックス番号:0569-35-4329(代表)	事後	
令和5年10月17日	I 1②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、保険給付の管理等を行う。	国民健康保険法等に基づき、国民健康保険の資格、保険給付の管理等を行う。	事後	
令和5年10月17日	I 3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条＜オンライン資格確認の準備業務＞番号法第9条第1項 別表第一の30行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項	番号法第9条第1項 別表第一の30行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条＜オンライン資格確認の準備業務＞番号法第9条第1項 別表第一の30行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項＜公金受取口座情報の利用＞行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第21条、別表第二 項番42公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条	事後	
令和5年10月17日	I 4②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第7号 別表第二の42・43 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条 ＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第7号 別表第二の1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・81・87・88・93・97・106・120 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条＜オンライン資格確認の準備業務＞番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項＜公金受取口座情報の利用＞行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第21条、別表第二 項番42公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条	＜情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第7号 別表第二の42・43 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条 ＜情報提供の根拠＞ ①番号法第19条第7号 別表第二の1・2・3・4・5・9・12・15・17・22・26・27・30・33・39・42・58・62・78・80・81・87・88・93・97・106・120 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条＜オンライン資格確認の準備業務＞番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）国民健康保険法 第113条の3 第1項、第2項＜公金受取口座情報の利用＞行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条、第21条、別表第二 項番42公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条	事後	
令和6年11月29日	再評価の実施・様式変更	旧様式	新様式		

